

## 平成25年度国民健康保険税の納税通知書をお届けします

### ■国民健康保険制度

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が国民健康保険税を出し合っって医療費などに充てる「助け合いの制度」です。美郷町に住所のある方で、社会保険など他の医療保険に加入していない方は、すべて国民健康保険に加入することになります。

### ■国民健康保険税

国民健康保険税は、世帯内で国民健康保険に加入している方の前年中の所得額などに基づいて計算されます。世帯単位で課税され、4月から翌年の3月分までを年間の保険税として計算します。世帯ごとに加入するため、世帯主の方が加入していない場合でも、世帯のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主の方のお名前でも納税通知書が届くこととなります。納税通知書のお届けは7月中旬を予定しています。

### ■平成25年度の税率

項目	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額(所得に応じて計算)	6.9%	2.3%	1.5%
資産割額(固定資産税額に応じて計算)	28.9%	10.9%	8.4%
均等割額(加入者数に応じて計算)	23,000円	7,600円	7,200円
平等割額(1世帯いくらと計算)	21,400円	6,900円	4,200円
賦課限度額(上限額)	51万円	14万円	12万円

### ■納付方法

納付方法は、「納付書または口座振替で納付」と、年金額や国保加入者の年齢などにより該当する「年金からの天引き」があります。お届けした納税通知書でご自分の納付方法をご確認ください。

「年金から天引き」されていて、過去2年間、国保税の滞納がない方は、お申し出により口座振替に変更することができます。手続きについては、税務課までお問い合わせください。

### ■納付が困難なとき

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず、お早めに税務課にご相談ください。

40歳以上65歳未満の方は、介護保険分が国民健康保険税に算入されます。65歳以上の方は、それぞれ個人の年金から天引きされます。

## 7月31日(水)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

### ■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	2期	7月31日(水)		
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括	7月31日(水)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括	7月31日(水)		
町県民税(普通徴収)			1期・一括	7月1日(月)

納め忘れがないかご確認ください

### ■町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

### 口座振替がとても便利です

#### ～口座振替のメリット～

- ・料金のお支払いに向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

### 口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

## 後期高齢者医療の「保険証」が更新されます

### 8月1日に更新されます 後期高齢者医療の保険証

後期高齢者医療の「保険証」は毎年8月1日に更新されます。新しい保険証は7月下旬に簡易書留郵便で送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は新しい保険証を使用してください。また、保険証は被保険者の所得に応じて自己負担割合が1割の場合と3割の場合がありますので、確認してください。



▲新しい保険証

#### 【現在使用している保険証】

有効期限●平成25年7月31日まで  
※8月1日以降は使用できません。

#### 【新しい保険証】

有効期限●平成25年8月1日から  
平成26年7月31日まで(1年間)

### 新規交付は申請してください 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

平成24年中の所得で世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。

現在交付を受けていて、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方には、8月1日から有効となる新しい認定証を保険証と一緒に送付します。

なお、これまで交付を受けていない方は申請が必要です。新規に交付を希望する方は、町福祉保健課医療保険班に申請してください。

## 後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

### 7月中旬に送付します 後期高齢者医療保険料決定通知

平成24年中の所得に応じて確定した平成25年度の後期高齢者医療保険料を、7月中旬に通知します。

保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）があります。原則として特別徴収（年金からの徴収）になっていますが、口座振替に変更することができます。詳しくは町福祉保健課医療保険班までご相談ください。

### 所得に応じて軽減されます 平成25年度保険料軽減措置

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

【均等割額】 39,710円

【所得割額】 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×8.07%

また、保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて、右の表の通り軽減されます。

#### ■均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が次の基準を超えない世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,956円
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、そのほか各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額(330,000円) +245,000円×被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,855円
基礎控除額(330,000円) +350,000円×被保険者の数	2割	31,768円

#### ■所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は153万円～211万円以下)	5割

#### ■職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は、軽減措置の対象になりません。

問い合わせ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907